

IV 教育課程

Curriculum

1. 学年・学期
2. 授業時間
3. カリキュラムの概要
4. 単位
5. 履修要件(卒業に要する単位数)
6. 授業に関する用語解説
7. 履修登録
8. 入学前の既修得単位の認定
9. 大学以外の教育施設における学修の単位認定
10. 履修モデル
11. 授業に関わる事項
12. 遅刻・早退・欠席・公欠
13. 学籍と修業年限
14. レポート提出
15. 授業評価アンケート
16. 試験
17. 成績評価
18. 成績通知
19. 卒業の認定
20. 本学で取得できる資格

IV 教育課程 Curriculum

1. 学年・学期

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

本学では学期を、次のように前期及び後期の2期に分けています。

| | | | |
|-----|------------|-----|---------------|
| 前 期 | 4月1日～9月30日 | 後 期 | 10月1日～翌年3月31日 |
|-----|------------|-----|---------------|

2. 授業時間

授業時間は、次の通りです（授業1時限…90分）。

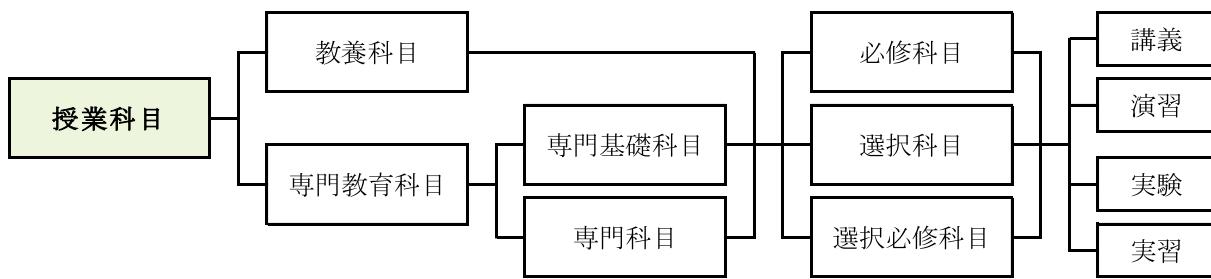
| 時 限 | 授 業 時 間 |
|------|-------------|
| 第1時限 | 9:00～10:30 |
| 第2時限 | 10:40～12:10 |
| 第3時限 | 13:10～14:40 |
| 第4時限 | 14:50～16:20 |
| 第5時限 | 16:30～18:00 |

- 授業1回の時間=90分
※1回の授業は2時間として計算
- 授業1回=1時限=1コマ
例「今日は授業が3コマあります。」
- 第1時限=1時限目=1コマ目
例「Aの科目は2コマ目にあります。」

3. カリキュラムの概要

カリキュラムとは、教育目的にしたがって科目を編成したものです。

本学の授業科目は、「教養科目」と「専門教育科目」から構成されています。また、専門教育科目は、「専門基礎科目」と「専門科目」に区分されます。また、授業科目は、「必修科目」「選択科目」及び「選択必修科目」に分けられ、授業形態により、「講義、演習、実験・実習」に分けられています。



IV 教育課程 6.授業に関する用語解説 参照

4. 単位

授業科目には、それぞれ単位数が定められています。所定の単位数を満たすことによって卒業することができます。学生の皆さんには、この「単位」についてしっかりと理解しなければいけません。

(1) 単位とは

「単位」とは、学習の量（時間数）をはかる目安となるものです。

大学での授業には、講義の他、演習や実習・実験などの種類がありますが、すべての授業科目に単位数が定められています。授業に参加し、課題をこなし（これが「履修」です）、試験を受けて合格することにより、それぞれの授業科目に定められている単位が認定されます（学生側から見れば「修得した」）。そして、その単位数の合計が卒業に必要な数（卒業所要単位数）に達すれば、学位である「学士」の称号が授与されます。

(2) 1 単位に必要な学修時間

大学の設置について定めている「大学設置基準」では、「1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする」と定められています。ここで皆さんに知っておいてほしいのは、この45時間には「教室内での授業」と「教室外での自習（予習・復習）」の両方が含まれているということです。つまり単位修得のためには、授業に出席して聞いているだけでは不十分で、自主的な学習が必要であるということです。

授業は、講義、演習、実験・実習に分けられますが、この種類によって学内外の学修時間の割合が異なります。

■ 1 単位あたりの学修時間（参考：学則第 25 条、第 27 条）

| 授業の形態 | 教室内での授業 | 教室外での自習 | 計 |
|-------|----------|----------|-------|
| 講 義 | 15～30 時間 | 15～30 時間 | 45 時間 |
| 演 習 | 15～30 時間 | 15～30 時間 | |
| 実験・実習 | 30～45 時間 | 0～15 時間 | |

例えば一般的な「15コマ行われる、2単位の授業科目」の場合、次の学修時間が必要です。

① 2単位修得するためには90時間の学修が必要

$$\text{計算} \Rightarrow 1\text{単位 } 45\text{ 時間} \times 2\text{ (単位)} = 90\text{ 時間}$$

② 90時間のうち30時間は教室内の授業で学修

$$\text{計算} \Rightarrow 15\text{ コマ} \times 2\text{ 時間 (1コマ)} = 30\text{ 時間}$$

③ 残り60時間は教室外で自習（予習・復習）

$$\text{計算} \Rightarrow 90\text{ 時間} - 30\text{ 時間} = 60\text{ 時間}$$

④ 授業1コマあたりの教室外での自習時間は4時間必要

$$\text{計算} \Rightarrow 60\text{ 時間} \div 15\text{ コマ} = 4\text{ 時間} (\text{実質 } 45\text{ 分} \times 4 = 180\text{ 分})$$

5. 履修要件（卒業に要する単位数）

卒業に必要な最低の単位数は、次のとおりです。

(1) 看護学科

| 区分 | | 2020～2021(令和2・3)年度 | | 2022(令和4)年度以降 | |
|---------|--------------|--------------------|----|---------------|----|
| | | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 |
| 教養科目 | 生命と人間の理解 | 1 | 4 | 3 | 2 |
| | 人間と生活の理解 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| | 健康と環境の理解 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 科学的思考の基盤 | 5 | 0 | 7 | 0 |
| | 言語とコミュニケーション | 6 | 1 | 6 | 1 |
| | 小計 | 15 | 9 | 19 | 7 |
| 専門科目 | 専門基礎科目 | 27 | 0 | 24 | 3 |
| | 専門科目 | 68 | 6 | 71 | 3 |
| | 小計 | 95 | 6 | 95 | 6 |
| 合計 | | 110 | 15 | 114 | 13 |
| 卒業所要単位数 | | 125 単位 | | 127 単位 | |

※参考 保健師教育課程・公衆衛生看護学教育における保健師国家試験受験資格に係る必要修得単位数^{※1}

| 区分 | | 2020～2021(令和2・3)年度 | | 2022(令和4)年度以降 | |
|---------|--------------|--------------------|----|---------------|----|
| | | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 |
| 教養科目 | 生命と人間の理解 | 1 | 4 | 3 | 2 |
| | 人間と生活の理解 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| | 健康と環境の理解 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 科学的思考の基盤 | 5 | 0 | 7 | 0 |
| | 言語とコミュニケーション | 6 | 1 | 6 | 1 |
| | 小計 | 15 | 9 | 19 | 7 |
| 専門科目 | 専門基礎科目 | 27 | 0 | 27 | 3 |
| | 専門科目 | 82 | 6 | 83 | 3 |
| | 小計 | 109 | 6 | 110 | 6 |
| 合計 | | 124 | 15 | 129 | 13 |
| 卒業所要単位数 | | 139 単位 | | 142 単位 | |

※1 保健師教育課程および公衆衛生看護学教育については、選択制とする。

(2) 医療技術学科（作業療法学専攻）

| 区分 | | 2018~19（平成 26~31）年度 入学生 | | 2020（令和 2）年度以降 入学生 | |
|---------|--------------|----------------------------|----|-----------------------|----|
| | | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 |
| 教養科目 | 生命と人間の理解 | 0 | 6 | 3 | 2 |
| | 人間と生活の理解 | 4 | 2 | 3 | 2 |
| | 健康と環境の理解 | 0 | 4 | 0 | 2 |
| | 科学的思考の基盤 | — | — | 4 | 0 |
| | 言語とコミュニケーション | 5 | 1 | 6 | 0 |
| | 小計 | 9 | 13 | 16 | 7 |
| 専門科目 | 専門基礎科目 | 33 | 2 | 34 | 0 |
| | 専門科目 | 65 | 5 | 70 | 4 |
| | 小計 | 98 | 7 | 104 | 4 |
| 合計 | | 107 | 20 | 120 | 11 |
| 卒業所要単位数 | | 127 単位 | | 131 単位 | |

(3) 医療技術学科（言語聴覚学専攻）

| 区分 | | 2018~19（平成 26~31）年度 入学生 | | 2020（令和 2）年度以降 入学生 | |
|---------|---------------|----------------------------|----|-----------------------|----|
| | | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 |
| 教養科目 | 生命と人間の理解 | 2 | 4 | 5 | 0 |
| | 人間と生活の理解 | 6 | 0 | 3 | 0 |
| | 健康と環境の理解 | 0 | 4 | 2 | 0 |
| | 科学的思考の基盤 | — | — | 6 | 0 |
| | 言語とコミュニケーション* | 5 | 2 | 6 | 2 |
| | 小計 | 13 | 10 | 22 | 2 |
| 専門科目 | 専門基礎科目 | 45 | 1 | 43 | 1 |
| | 専門科目 | 61 | 0 | 62 | 0 |
| | 小計 | 106 | 1 | 105 | 1 |
| 合計 | | 119 | 11 | 127 | 3 |
| 卒業所要単位数 | | 130 単位 | | 130 単位 | |

* 修得 8 単位のうち、外国語を 4 単位含む

6. 授業に関する用語解説

(1) 必修科目

必ず履修し、単位を取得しなければ卒業することができない科目のことをいいます。

(2) 選択科目

一定の範囲の科目から各自が自由に選んで履修できる科目をいいます。

(3) 選択必修科目

ある数の選択科目の中からいくつかを選んで必ず履修しなければならない科目の場合は「選択必修科目」といいます。

(4) 履修

大学で授業を受けることをこのように呼びます。受講ともいいます。

(5) 履修登録

履修を希望する授業科目について所定の履修手続きを行うことをいいます。履修登録を行っていないとその学期の授業を履修することができません。

(6) 単位

ある授業を履修し、試験に合格した場合、一定の「単位」を修得できます。この単位を積み重ね、所定の単位数を満たすと卒業できることになります。

(7) 修得

授業を履修し、単位を取得することをいいます。

(8) 講義

授業の種類のひとつで、主に教員の口頭による説明を中心に進める授業です。

(9) 演習

授業の種類のひとつで、例題を用いて学生と教員が一緒に進める授業です。

(10) 実験・実習

授業の種類のひとつで、学生自身が自ら行う授業活動が中心となる授業です。実習は、主に学外の実習施設で行います。

(11) オムニバス授業

一つの授業科目を、授業内容に応じ、数人の教員が交替で担当する授業のことです。

(12) 開講

授業が始まることです。

(13) 休講

教員の都合などで、臨時に授業を休むことをいいます。休講の際は掲示板に掲示します。

(14) 補講

休講や授業時間数が不足する場合、それらを補うために休業期間などに行う授業です。

(15) 集中授業

夏季・冬季休業中などにまとめて行う授業のことをいいます。「集中講義」ともいいます。

(16) 1コマ

授業1回(1時限)のことです。1コマは90分で行われます。授業時間数を計算する場合、1コマは2時間として計算します(実質45分×2=90分)。

(17) CAP制(キャップ制)

単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度です。

(18) 学位

大学において、教育課程の修了者に対して学術上の能力または研究業績に基づき授与される荣誉称号です。学部教育の修了者に対し与えられる学士を第一学位、大学院博士課程修了者に与えられる博士を最高学位としています。

(19) 授業概要（シラバス）

本学の教育理念や教育方針を踏まえ、授業科目の要旨を記載したものが「授業概要」または「シラバス」といいます。シラバスには、各授業の目的・到達目標、授業各回のテーマ・内容・授業方法、関連する科目、準備学修、使用テキスト・参考文献、成績評価の方法および基準、学生への要望など授業科目に関する様々な情報が記載されており、授業内容の確認、履修登録の時、授業を履修するためにどのくらいの予習・復習を含めた学習が必要かを把握し、学修の準備に役立てるすることができます。

(20) アクティブ・ラーニング

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学生の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称です。

発見学習、問題解決学習、経験学習、調査学習等が含まれ、教室でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等もアクティブ・ラーニングに位置付けられます。

また、アクティブ・ラーニングは、1つの定まった方法があるわけではありません。例えば、通常の1回の授業の中で能動的な学びができるような工夫をする場合、総合的な学習の時間などで行う場合もあります。総合的な学習の時間では、数週間（数時間）かけて1つの課題に取り組む「問題解決学習」等を行う場合があり、学生たちがグループで協力して解決策を考えて発表するような形式の授業です。

(21) 学外連携

「学外連携」とは、学外の特定の組織（例：病院、非営利団体、町内会等）と連携し、当該組織等の課題解決に学生を主体的に関与させる取り組みのことを指します。

(22) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものです。

(23) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の達成のために、どのようなカリキュラムを編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針です。

7. 履修登録

(1) 履修登録とは

- ① カリキュラムにしたがい個々の学生が授業を受けるために、授業科目を登録することを「履修登録」と言います。前期及び後期の始めにその学期に履修する授業科目を登録してください。必修科目のほか、選択科目から希望する授業科目を登録してください。登録しなければ、たとえ授業に出席して試験に合格しても単位の認定は認められません。
- ② 本学では専門科目のほとんどが必修で選択科目は多くありませんが、履修科目を決めるときには入学した学科・専攻の卒業単位数を念頭に「授業時間割」「授業概要（シラバス）」「履修モデル」を参考にして無理のない計画を立ててください。
- ③ 単位数は1年次から4年次までかけて平均して修得していく性格のものです。大学での学習はかなりの課外学習（予習・復習）を前提としていますので、多く履修登録して授業が未消化となり、どれも途中半端とならないよう留意してください。
- ④ 単位の過剰登録を防ぐため、履修登録できる単位数の上限を定めています。これをCAP制（キャップ制）といいます。[\(2\) 履修の制限 参照](#)

- ⑤ 本学において既に単位を修得した授業科目は、繰り返し履修することができません。
- ⑥ 同一曜日の同一時間に行われる授業科目は、重複して履修することはできません。

(2) 履修の制限

1 単位当たりに必要な学修時間（45 時間）を確保することで単位の実質化を図るとともに、各年次にわたって適切に履修することで学修の質を向上させることを目的に、CAP 制（キャップ制）を導入しています。

CAP 制とは、単位の過剰登録を防ぐため、1 年間又は 1 学期間に履修登録できる単位数の上限（CAP）を設ける制度をいいます。

本学は、各学期と 1 年間に履修登録出来る単位の上限を設け、以下のとおり定めています。

- ① 各学期の履修登録単位数の上限を「30 単位」、年間の履修登録単位数の上限を「49 単位」とします。ただし、学則第 31 条及び第 32 条の規定並びに弘前城東学園が運営する各学校を卒業又は退学し本学に入学した場合に修得した科目を単位として認めたもの（学則第 23 条の規定を含まない）は、対象としません。
- ② 各学科専攻による区別は行いません。

(3) 履修登録の手続き

各学期（前期は 4 月、後期は 10 月）の始めに「履修届」を配付します。定められた期間内に履修届を提出し、履修登録を行ってください。履修届の提出先は教務課です。

(4) 履修登録の手順

- ① 学科・専攻別の開講科目一覧で科目や単位数などの確認をします。
- ② 授業の内容や評価方法などの詳細は、授業概要（シラバス）を確認します。
- ③ 教養科目は 5 つに区分され、修得する単位数も決められているので確認をします。
- ④ 卒業要件を念頭に入れ、1 年間で修得する単位の目安を考えます。
- ⑤ 開講科目一覧、時間割、シラバスを確認しながら履修登録をします。
- ⑥ 履修登録した科目を後で確認できるように書き留めておきます（特に選択科目）。

(5) 履修登録上の注意事項

- ① 各学期の始め（前期は 4 月、後期は 10 月）の指定された期日までに、履修登録を行ってください。原則、所定の期日以外に履修登録することはできません。
- ② 履修登録は、本人が直接行ってください。指定された期間内に履修登録をしない場合は、その学期の科目は履修できないので、期限を厳守してください。
- ③ 履修未登録の場合その科目の試験を受けることはできません。
- ④ 履修して単位を修得した授業科目は、再度履修することはできません。
- ⑤ 同一校時に複数の授業科目を履修することはできません。
- ⑥ 登録した授業の履修を学期の途中でとりやめた場合は「不可」が成績表に記載されます。
- ⑦ 在籍する学年より上級学年に配当されている授業科目を履修することはできません。

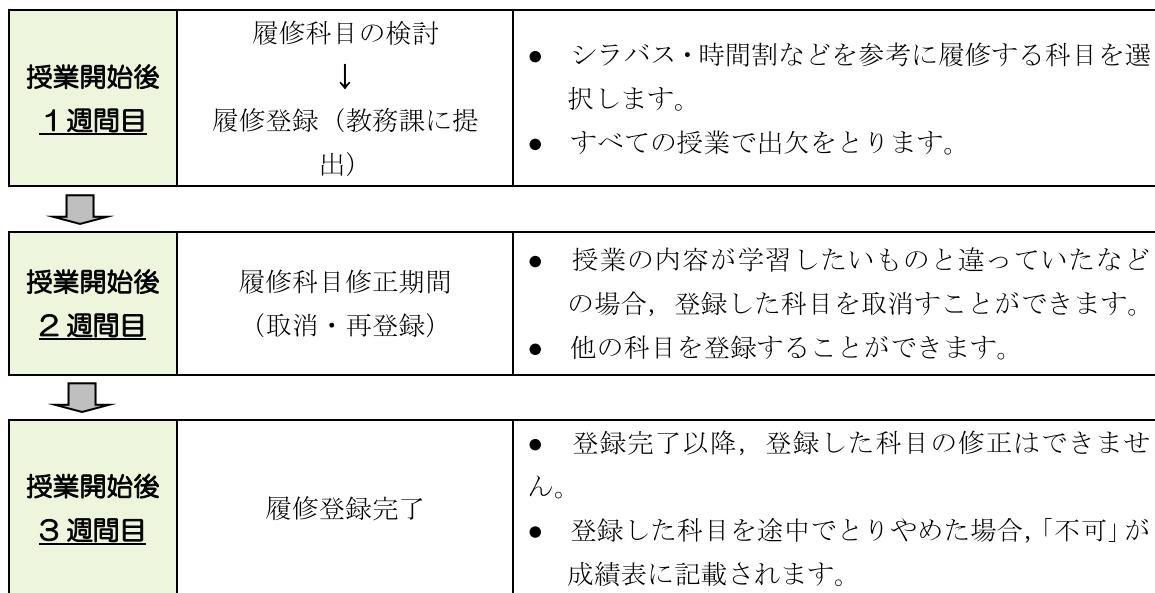
(6) 履修科目修正期間

- ① 登録した授業科目は、指定された期間内に、取消し又は追加の申し出を行ってください。
- ② 期間後の取消し又は追加は、原則として認めませんので、必ず期間内に行ってください。
- ③ 取消しされなかった科目は成績評価の対象となります。

(7) 履修登録期間の出席

履修登録期間は、あくまで履修登録を提出する期間であり、授業に出なくても良いというわけではありません。必修科目はもちろん選択科目についても履修を予定する授業には必ず出席してください。選択科目についても出欠をとります。

【 履修登録の流れ 】



(8) 選択科目に関わる受講者調整

教室の収容人数や教具の関係から定員を定めている授業科目で、履修希望者数が定員を超過した場合、または、履修希望者数が多く、授業の運営に支障が生じると判断した場合、受講者数を調整することがあります。

- ① 受講者調整の方法として、コンピュータによるランダムな抽選等により受講者を決定します。
- ② 抽選結果は、掲示にてお知らせします。
- ③ 抽選に漏れた場合、開講科目の各区分に定められた卒業に必要な単位数を満たせなくなることがあります。その場合は、他の授業科目を追加登録してください。

(9) 開講の中止

選択科目については、受講希望者が極めて少ない（3名以下の）場合、その授業科目の開講は原則中止とします。

(10) 再履修

履修登録した授業科目のうち、その年度に単位を修得できなかったものについては、翌年度に再履修することができます。履修登録はあらためて行わなければなりません。

また、再履修する科目が必修科目であり、かつ他の必修科目と時間割が重複し再履修が困難である場合、科目担当者は学務部長と協議のうえ、時間割以外に再履修の措置をとることができます。

VI 学則・諸規定 弘前医療福祉大学履修規程 参照

(11)社会福祉主事任用資格に関する履修科目について

本学では、以下の授業科目の中から **3科目以上** の単位を修得すると「社会福祉主事」の任用資格を取得することができます。

【2022（令和4）年度以降入学生】

| 該当する授業科目 | 該当する学科 ^{※1} ・専攻 ^{※1} ：必修・選択 | 開講年次 |
|------------|---|-------|
| 心理学 | 看護・作業・言語：必修 ^{※2} | 1年 前期 |
| 一般臨床医学 | 言語：必修 | 1年 後期 |
| 経済学 | 看護・作業・言語：選択 | 2年 前期 |
| 社会福祉概論 | 看護・作業・言語：必修 | 2年 前期 |
| リハビリテーション論 | 作業・言語：必修 | 2年 前期 |
| 法律学 | 看護・作業・言語：選択 | 2年 後期 |
| 公衆衛生学 | 看護：必修 | 2年 後期 |
| 精神医学 | 言語：必修 | 2年 後期 |

※1 看護学科:看護、作業療法学専攻:作業、言語聴覚学専攻:言語 ※2 2021(令和3)年度以前入学の看護学科学生は選択科目

(12)養護教諭二種免許状の申請に関する履修科目について

(対象：看護学科公衆衛生看護学教育(保健師教育課程)希望者)

保健師免許を有する者は、都道府県に申請し、「養護教諭二種」の免許を得ることができます。

そのためには、教育職員免許法施行規則第66条6に定める「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「情報機器の操作」2単位の合計4科目8単位の修得が必要になります。

看護学科では、以下の科目を読み替え授業科目とします。養護教諭二種免許状を希望する学生は、本学の選択科目である「法律学」「健康とスポーツ」の2科目を含む5科目を履修し、修得する必要があります。

| 申請に必要な科目と単位 (教育職員免許法施行規則第66条6) | 該当する本学の科目と単位 | 必修 選択 | 開講年次 |
|--------------------------------------|--------------------|----------|------|
| 日本国憲法（2単位） | 法律学（2単位） | 選択 | 2年後期 |
| 体育（2単位） | 健康とスポーツ（2単位） | 選択 | 1年後期 |
| 外国語コミュニケーション（2単位） | 英語基礎（1単位） | 必修 | 1年後期 |
| | コミュニケーション英語基礎（1単位） | 必修 | 1年前期 |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作（2単位） | 情報処理（2単位） | 必修 | 1年前期 |

(13) 公衆衛生看護学教育に関する手続き等について（対象：2022年度以降入学の看護学科学生）

公衆衛生看護学教育の履修を希望するには、所定の手続きをしなければなりません。

- ① 2年次および3年前期に開講される公衆衛生看護学教育の必修科目をシラバスで確認し、履修登録をした上で、単位を修得する必要があります。
- ② 公衆衛生看護学教育の履修を希望する場合、第3学年の指定する期日までに「看護学科公衆衛生看護学教育履修希望用紙」を提出しなければなりません。
- ③ 履修希望用紙を提出した学生を対象に、第3学年前期末までに選考を行います。
- ④ 選考は、「面接試験」「第2学年までの成績」「第3学年前期専門科目の成績」に基づいて行います。
- ⑤ 公衆衛生看護学教育の学生数は、原則15名を上限とします。
- ⑥ 応募期間や選抜試験の日程等については、学期初めのガイダンスにて、担当教員から説明がありますので、手続きの詳細や注意点等をしっかりと確認するようにしてください。

VI 学則・諸規程 9. 弘前医療福祉大学看護学科公衆衛生看護学教育の履修方法等細則 参照

(14) 保健師教育課程選択制に関する手続き等について（対象：2021年度以前入学の看護学科学生）

保健師選択制を希望するには、所定の手続きをしなければなりません。

- ① 保健師選択制を希望する場合、第2学年1月の指定する期日までに「保健師教育課程選択制履修希望用紙」を提出しなければなりません。
- ② 履修希望用紙を提出した学生を対象に、第2学年2月下旬頃に選考を行います。
- ③ 選考は、「小論文」「面接」及び「第2学年前期までの成績」に基づいて行います。
- ④ 選考結果により決定した学生は、「保健師教育課程修学届」を指定する期日までに提出しなければなりません。
- ⑤ 保健師選択制の学生数は、原則20名を上限とします。

VI 学則・諸規程 10. 看護学科保健師教育課程選択制の履修方法等細則 参照

8. 入学前の既修得単位の認定

本学に入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位については、審査の結果認められれば、本学で修得した単位として認定されます。

本学の授業を履修して単位を修得する以外の単位認定は、60単位を超えないものとします。

既修得単位の認定評価は、原則、入学前の大学等の評価「標語（秀、優、良、可）」を用います。ただし、複数の既修得科目を用いて本学の1授業科目に申請し、既修得科目の評価が異なる場合は、下位の評価で認定します。

申請科目（既修得単位）の設定については、本学開講科目と入学前の大学等で単位を修得した授業科目の内容を、申請する科目個々に自分でシラバス（授業概要）等により確認し、合致する科目を申請します。

「入学前の既修得単位の認定」は、本人の申請に基づき行います。授業内容が適当でない場合は、不許可となります。受付は、入学時だけです。

認定を受けようとする者は、所定の期日までに下記の書類を提出してください。

詳細については、新入生に配付する「入学者案内」で周知しています。

- ① 既修得単位認定願
- ② 入学前在学校の学業成績証明書
- ③ 入学前の大学等で履修した科目のシラバス（授業概要）及び1単位当たりの授業時間が記載された資料（コピー可）

9. 大学以外の教育施設における学修の単位認定

本学では、大学以外の教育施設等における学修で取得した資格試験の資格について、本人の申請に基づき、本学の単位として認定を行います。認定した単位の評価は「優」とします。

申請の受付は、2月、4月（新入生のみ）、8月に行います。

授業科目及び単位数は、下表のとおりです。

| 授業科目 | 単位 | 資格試験 | 資格 |
|-----------------|-------|--------------------------------------|---------|
| 「英語基礎」 | 1 単位 | TOEIC® Listening & Reading Test | 500 点以上 |
| | | 実用英語技能検定試験 | 2 級以上 |
| 「英語応用」 | 1 単位 | TOEIC® Listening & Reading Test | 550 点以上 |
| | | 実用英語技能検定試験 | 準1級以上 |
| 「コミュニケーション英語基礎」 | 1 単位 | TOEIC® Listening & Reading Test | 500 点以上 |
| | | 実用英語技能検定試験 | 2 級以上 |
| 「コミュニケーション英語応用」 | 1 単位 | TOEIC® Listening & Reading Test | 550 点以上 |
| | | 実用英語技能検定試験 | 準1級以上 |
| 「ドイツ語」 | 1 単位 | ドイツ語技能検定試験 | 4 級以上 |
| 「中国語」 | 1 単位 | 中国語検定 | 4 級以上 |
| 「韓国語」 | 1 単位 | 「ハングル」能力検定 | 4 級以上 |
| 「情報処理」 | 2 単位* | 検定をもっている学生は、担当教員と相談の上、受講等を決めることができる。 | |

*医療技術学科は1単位

VI 学則・諸規程 7. 「大学以外の教育施設における学修」の単位認定に関する規程 参照

10. 履修モデル

(1) 看護学科 《2022(令和4)年度以降入学生用》

看護学科 履修モデル 《2022(令和4)年度以降入学生用》

| 区分 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 修得科目数と単位数の合計 |
|-----------|--------------|---|---|---------------------------------|--|---------------------------------|---|------------------|--------------|
| | 1年生 | 2年生 | 3年 | 4年生 | | | | | |
| 教養科目 | 生命と人間の理解 | バイオエシックス 心理学 2科目3単位 | 人間存在の哲学 1科目2単位 | | | | | | |
| | 人間と生活の理解 | キャリア・デザインとライフ・デザイン 1科目1単位 | 社会福祉概論 法律学 1科目2単位 | 1科目2単位 | | | | | 3科目5単位 |
| | 健康と環境の理解 | | 健康とスポーツ 1科目2単位 | | | | | | 3科目5単位 |
| | 科学的思考の基盤 | 論理の基礎 情報処理 基礎ゼミナール 3科目5単位 | 統計学 1科目2単位 | | | | | | 1科目2単位 |
| | 言語とコミュニケーション | 日本語リテラシー コミュニケーション論 英語基礎 コミュニケーション英語基礎 4科目6単位 | | 韓国語 1科目1単位 | | | | | 4科目7単位 |
| | 人間の身体と精神の理解 | 人体構造学入門 人体機能学入門 看護と人体機能学 日常生活行動と構造・機能 発達心理学 5科目5単位 | 臨床心理学 1科目1単位 | | | セクシャルヘルス論 1科目1単位 | | | 7科目7単位 |
| | 専門基礎科目 | 病態と治療(内科系疾患) 感染と防御 放射線医学の基礎 3科目3単位 | 病理学 病態と治療(外科系疾患) 病態と治療(精神疾患) 小兒科学 周産期科学 公衆衛生学 栄養代謝学 薬理学 8科目9単位 | | | 健康環境論 1科目1単位 | | | 12科目13単位 |
| | 健康維持・回復の支援 | | リハビリテーション概論 1科目1単位 | 社会保障概論 保健医療福祉システム論 2科目2単位 | | 保健医療法規と行政 多職種連携論 2科目3単位 | 健康政策論 1科目1単位 | | 6科目7単位 |
| | 看護実践能力の基盤 | 看護学原論 基礎看護技術論 地域看護原論 看護基礎演習 基礎看護技術演習 I 5科目6単位 | 看護過程論 基礎看護技術演習 II 地域・在宅看護概論 フィジカルアセスメント 基礎看護学演習 I 成人看護学概論 家族ケア論 母性看護学概論 小兒看護学概論 老年看護学概論 精神看護学概論 11科目16単位 | | 基礎看護学実習 II フィジカルアセスメント演習 健康教育論 研究方法論 4科目6単位 | | 看護倫理学 1科目1単位 | | 21科目29単位 |
| | 看護実践能力 | | 地域・在宅看護実習 I 地域・在宅看護対象論 慢性期・終末期看護論 急性期・回復期看護論 4科目4単位 | | 地城・在宅看護方法論 成人看護実習 I 母性看護学方法論 小兒看護学方法論 老年看護学方法論 精神看護学方法論 地城・在宅看護実習 II 精神看護学実習 老年看護学実習 成人看護学実習(慢性期) 母性看護学実習 小兒看護学実習 14科目27単位 | 看護コミュニケーション論 緩和ケア論 2科目2単位 | 地城支援看護実習 I 地城支援看護実習 II 災害看護演習 卒業研究 看護実践総合演習 総合実習 看護管理学 7科目11単位 | 認知症ケア論 1科目1単位 | 28科目45単位 |
| 修得科目数と単位数 | 合計 | 23科目29単位 | 3科目5単位 | 28科目36単位 | 2科目3単位 | 20科目36単位 | 4科目4単位 | 9科目13単位 | 1科目1単位 |
| | | 26科目34単位 | | 30科目39単位 | | 24科目40単位 | | 10科目14単位 | 90科目127単位 |

(2) 看護学科 【公衆衛生看護学教育】《2022(令和4)年度以降入学生用》

| 看護学科【公衆衛生看護学教育】履修モデル 《2022(令和4)年度以降入学生用》 | | | | | | | | |
|--|---|-------------------|--|---------------------------------|---|-----------------|----------|------------|
| 看護における基礎的知識と基本的技術を習得し、 地域に暮らす人々が健康でいきいきとした生活が営めるよう 保健医療福祉に対する要求や医学医療技術の進歩に対応すると共に 社会に貢献できる人材の育成 | | | | | | | | |
| | 1年生 | 2年生 | 3年 | 4年生 | | | | |
| 教養科目 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 |
| | バイオエシックス 心理学 | 人間存在の哲学 2科目3単位 | | | | | | |
| | | 1科目2単位 | | | | | | 3科目5単位 |
| | キヤリア・デザインとライフ・デザイン 1科目1単位 | | 社会福祉概論 1科目2単位 | 法律学 1科目2単位 | | | | |
| | | | | | | | | 3科目5単位 |
| | 健康と環境の理解 1科目2単位 | 健康とスポーツ 1科目2単位 | | | | | | 1科目2単位 |
| | 論理の基礎 情報処理 基礎ゼミナール 3科目5単位 | | 統計学 1科目2単位 | | | | | 4科目7単位 |
| | 日本語リテラシー コミュニケーション論 英語基礎 コミュニケーション英語基礎 4科目6単位 | | 韓国語 1科目1単位 | | | | | 5科目7単位 |
| | 人体構造学入門 人体機能学入門 看護と人体機能学 日常生活行動と構造・機能 発達心理学 5科目5単位 | | 臨床心理学 1科目1単位 | | セクシャル・ヘルス論 1科目1単位 | | | 7科目7単位 |
| | 病態・治療(内科系疾患) 感染と防御 放射線医学の基礎 3科目3単位 | | 病理学 病態・治療(外科系疾患) 病態・治療(精神疾患) 小児科学 障害期科学 公衆衛生学 感染学 栄養代謝学 薬理学 9科目11単位 | | ※保健医療統計学 1科目1単位 | 健康環境論 1科目1単位 | | |
| 専門基礎科目 | リハビリテーション概論 1科目1単位 | | | 保健医療関係法規と行政 多職種連携論 2科目2単位 | | 保健政策論 1科目1単位 | | 6科目7単位 |
| | | | | | | | | 14科目16単位 |
| | | | | | | | | |
| 専門科目 | 看護実践能力の基礎 基礎看護技術論 地域看護原論 看護基礎演習 基礎看護技術演習Ⅰ 5科目6単位 | | 看護原論 基礎看護技術演習Ⅱ 地域・在宅看護論 看護基礎演習 基礎看護技術演習Ⅰ 成人看護学概論 家族ケア論 母性看護学概論 小児看護学概論 老年看護学概論 精神看護学概論 ※公衆衛生看護学概論 12科目17単位 | | 基礎看護実習Ⅱ フィジカルアセスメント演習 健教育論 研究方法論 4科目6単位 | 看護倫理学 1科目1単位 | | 22科目30単位 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 修得科目数と単位数 | 23科目29単位 | 3科目5単位 | 30科目39単位 | 2科目3単位 | 23科目39単位 | 4科目4単位 | 15科目22単位 | 1科目1単位 |
| 合計 | 26科目34単位 | | 32科目42単位 | | 27科目43単位 | | 16科目23単位 | 101科目142単位 |

※公衆衛生看護学教育課程 必修科目

(3) 看護学科 《2020・2021(令和2・3)年度入学生用》

| 看護学科 履修モデル 《2020・2021(令和2・3)年度入学生用》 | | | | | | | | |
|--|---------------|---|--|--|-----------------|-----------------|--|-----------|
| 看護における基礎的知識と基本的技術を習得し、 地域に暮らす人々が健康でいきいきとした生活が営めるよう 保健医療福祉に対する要求や医学医療技術の進歩に対応すると共に 社会に貢献できる人材の育成 | | | | | | | | |
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | | | | |
| 教養科目 | 区分 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 |
| | 生命と人間の理解 | バイオエシックス 1科目1単位 | 人間存在の哲学 生命の生物学 2科目4単位 | | | | | |
| | 人間と生活の理解 | キャリア・デザインとライフ・デザイン 1科目1単位 | 社会福祉概論 1科目2単位 | 法律学 1科目2単位 | | | | 3科目5単位 |
| | 健康と環境の理解 | | 健康とスポーツ 1科目2単位 | | | | | 1科目2単位 |
| | 科学的思考の基礎 | 論理の基礎 情報処理 基礎ゼミナール 3科目5単位 | | | | | | 3科目5単位 |
| | 言語とコミュニケーション | 日本語リテラシー コミュニケーション論 英語基礎 コミュニケーション英語基礎 4科目6単位 | | 韓国語 1科目1単位 | | | | 5科目7単位 |
| | 人間の身体と精神的理解 | 人体構造学入門 人体機能学入門 2科目2単位 | 発達心理学 1科目1単位 | | | | | 3科目3単位 |
| | 健康・疾病・障がいの理解 | 病態と治療 I 感染と防御 薬理学 放射線医学の基礎 4科目5単位 | 病理学 病態と治療 II 病態と治療 III 病態と治療 IV (精神) 病態と治療 V (小児) 周産期医学 公衆衛生学 疫学 栄養代謝学 臨床薬理学 9科目11単位 | 保健医療統計学 1科目2単位 | | | | 14科目18単位 |
| | 健康維持・回復の支援 | | 社会保障概論 保健医療福祉システム論 2科目2単位 | 保健医療関係法規と行政 多職種連携論 2科目3単位 | | 健康政策論 1科目1単位 | | 5科目6単位 |
| | 基礎看護学 | 看護学原論 看護倫理学 基礎看護技術論 看護過程論 基礎看護技術演習 I 基礎看護技術演習 II 基礎看護実習 I 7科目9単位 | フィジカルアセスメント 基礎看護学実習 II 2科目3単位 | | | 看護管理学 1科目1単位 | | 10科目13単位 |
| 専門基礎科目 | | | 成人看護学概論 慢性期・終末期看護論 急性期・回復期看護論 母性看護学概論 小児看護学概論 老年看護学概論 在宅看護論 7科目10単位 | 成人看護実習 成人看護実習 I 成人看護実習 II 成人看護実習 (慢性期) 成人看護実習 (急性期) 母性看護学実習 小児看護学実習 精神看護学実習 在宅看護実習 15科目31単位 | | | 認知症ケア論 1科目1単位 | 23科目42単位 |
| | ヘルスプロモーション看護学 | 老年保健論 1科目1単位 | 精神保健論 家族ケア論 公衆衛生看護学概論 3科目5単位 | | | | 思春期保健論 1科目1単位 | 5科目7単位 |
| | 統合・発展看護学 | | | リハビリテーション看護 1科目1単位 | 研究方法論 1科目2単位 | 感染と看護 1科目1単位 | 災害看護論 国際看護論 課題研究 総合実習 3科目6単位 | 8科目12単位 |
| 修得科目数と単位数 | 23科目30単位 | 3科目6単位 | 25科目34単位 | 3科目4単位 | 19科目38単位 | 1科目1単位 | 5科目8単位 | 4科目4単位 |
| 合計 | 26科目36単位 | | 28科目38単位 | | 20科目39単位 | | 9科目12単位 | 83科目125単位 |

(4) 看護学科 【保健師教育課程】<2020・2021(令和2・3)年度入学生用>

| 看護学科【保健師教育課程】履修モデル <2020・2021(令和2・3)年度入学生用> | | | | | | | | |
|--|----------------|---|--|-------------------------|--|---|------------------|----------------------|
| 看護における基礎的知識と基本的技術を習得し、 地域に暮らす人々が健康でいきいきとした生活が営めるよう 保健医療福祉に対する要求や医学医療技術の進歩に対応すると共に 社会に貢献できる人材の育成 | | | | | | | | |
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | | | | |
| 教養科目 | 区分 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 |
| | 生命と人間の理解 | バイオエシックス 人間存在の哲学 生命的生物学 | | | | | | |
| | 人間と生活の理解 | キャリア・デザインとライフ・デザイン 1科目1単位 | 社会福祉概論 法律学 | 1科目2単位 | 1科目2単位 | | | |
| | 健康と環境の理解 | 健康とスポーツ 1科目2単位 | | | | | | |
| | 科学的思考の基盤 | 論理の基礎 情報処理 基礎ゼミナール 3科目5単位 | | | | | | |
| | 言語とコミュニケーション | 日本語リテラシー コミュニケーション論 英語基礎 コミュニケーション英語基礎 4科目6単位 | | 韓国語 1科目1単位 | | | | 5科目7単位 |
| | 人間の身体と精神の理解 | 人体構造学入門 人体機能学入門 2科目2単位 | 発達心理学 1科目1単位 | | | | | 3科目3単位 |
| | 専門基礎科目 | 病態・疾患・障がいの理解 病態と治療 I 感染と防御 病理学 放射線医学の基礎 4科目5単位 | 病理学 病態と治療 II 病態と治療 III 病態と治療 IV (精神) 病態と治療 V (小児) 周産期医学 公衆衛生学 疫学 栄養代謝学 臨床薬理学 9科目11単位 | | 保健医療統計学 1科目2単位 | | | 14科目18単位 |
| | 健康維持・回復の支援 | | 社会保健概論 保健医療福祉システム論 2科目2単位 | | 保健医療関係法規と行政 多職種連携論 2科目3単位 | | 健康政策論 1科目1単位 | 5科目6単位 |
| | 基礎看護学 | 看護学原論 看護倫理学 基礎看護技術論 看護過程論 基礎看護技術演習 I 基礎看護技術演習 II 基礎看護技術演習 I 7科目9単位 | フィジカルアセスメント 基礎看護実習 II 2科目3単位 | | | | 看護管理学 1科目1単位 | 10科目13単位 |
| 専門科目 | 健康回復支援・連携実践看護学 | | 成人看護学概論 慢性期・終末期看護 急性期・回復期看護 母性看護学概論 小児看護学概論 老年看護学概論 精神看護学 在宅看護概論 7科目10単位 | | 成人看護実習 成人看護演習 母性看護学実習 小児看護学実習 老年看護学実習 精神看護学 在宅看護実習 15科目31単位 | | | 認知症ケア論 1科目1単位 |
| | ヘルスプロモーション看護学 | 老年保健論 精神保健論 家族ケア論 公衆衛生看護学概論 1科目1単位 | | 公衆衛生看護技術展開論 I 1科目2単位 | | 公衆衛生看護技術展開論 II 公衆衛生看護活動論 I 公衆衛生看護活動論 II 公衆衛生看護活動論 III 公衆衛生看護管理論 公衆衛生看護学実習 I 公衆衛生看護学実習 II 7科目12単位 | 思春期保健論 1科目1単位 | 23科目42単位 |
| | 統合・発展看護学 | | リハビリテーション看護論 研究方法論 1科目1単位 | 感染と看護 1科目2単位 | 災害看護論 課題研究 総合実習 1科目1単位 | 3科目6単位 12科目20単位 | 2科目2単位 4科目4単位 | 8科目12単位 91科目139単位 |
| 修得科目数と単位数 | 23科目30単位 | 3科目6単位 | 25科目34単位 | 3科目4単位 | 20科目40単位 | 1科目1単位 | 12科目20単位 | 4科目4単位 |
| 合計 | 26科目36単位 | | 28科目38単位 | | 21科目41単位 | | 16科目24単位 | |

(5) 医療技術学科作業療法学専攻 «2020(令和2)年度以降入学生用»

| 作業療法学専攻 履修モデル «2020(令和2)年度以降入学生用» | | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------|--|---|--|--|----------|---------|--------------|
| 区分 | 必修 | 選択 | | 必修 | 選択 | | 必修 | 修得科目数と単位数の合計 |
| | | 選択 | 必修 | | 選択 | 必修 | | |
| 教養科目 | 生命と人間の理解 | バイオエシックス 心理学 | 文学と郷土 | | | | | |
| | 2科目3単位 | 1科目2単位 | | | | | | 3科目5単位 |
| | 人間と生活の理解 | キャリア・デザインとライフ・デザイン | 社会福祉概論 | 法律学 | | | | |
| | 1科目1単位 | | 1科目2単位 | 1科目2単位 | | | | 3科目5単位 |
| | 健康と環境の理解 | | 人間と自然 | | | | | 1科目2単位 |
| 科学的思考の基礎 | | | 1科目2単位 | | | | | |
| | 科学的思考の基礎 | 倫理の基礎 情報処理 基礎ゼミナール | | | | 統計学 | | |
| | 3科目4単位 | | | | | 1科目2単位 | | 4科目6単位 |
| | 言語とコミュニケーション | 日本語リテラシー コミュニケーション論 英語基礎 コミュニケーション英語基礎 | | | | | | |
| | 4科目6単位 | | | | | | | 4科目6単位 |
| 専門基礎科目 | 人体の構造と機能及び心身の発達 | 人体構造学入門 人体構造学 人体機能学入門 人体機能学 運動学 I 運動学 I 実習 運動学 II 運動学 II 実習 | | 発達心理学 学習・認知心理学 | | | | |
| | 8科目10単位 | | 2科目2単位 | | | | | 10科目12単位 |
| | 疾病と障がいの成り立ち及び回復過程の促進 | 感染症防御 内科学 I 精神疾患作業療法基礎論 精神医学 I・II | | 病理学 臨床心理学 内科学 II 整形外科学 I・II 神経内科学 小児科学 栄養と臨床薬理 救急救命と介護予防の基礎論 | | | | |
| | 5科目5単位 | | 9科目9単位 | | | | | 14科目14単位 |
| | 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 | リハビリテーション医療 | リハビリテーション論 医療危機管理 | | 保健医療福祉システム論 保健医療関係法規と行政 多職種連携論 | | | |
| 専門科目 | 基礎作業学 | 作業療法学概論 基礎作業学 基礎作業技術学 I | | 基礎作業技術学 II | | | | |
| | 3科目4単位 | | 1科目1単位 | | | | | 4科目5単位 |
| | 作業療法管理学 | | | | | | 作業療法管理学 | |
| | 作業療法評価学 | 作業療法評価学 | 作業療法評価技術学 I・II 作業療法評価学技術実習 I・II 動作分析学 | | 動作分析学演習 | | 1科目2単位 | 1科目2単位 |
| | 1科目1単位 | | 5科目7単位 | | 1科目2単位 | | | 7科目10単位 |
| 作業療法治療学 | 作業療法概論 | | 中枢性疾患 作業療法治療学・演習 運動器疾患 作業療法治療学・演習 老年期障がい 作業療法治療学 小児の作業療法治療学 精神疾患 作業療法治療学経論 精神疾患 作業療法治療学 内因性疾患作業療法治療学 生活活動治療学・演習 | 認知学 義肢学 老年期障がい 作業療法治療学演習 小児の作業療法治療学演習 精神疾患 作業療法治療学演習 統合失调症作業療法治療学 高次脳機能障がい 作業療法治療学 生活活動治療学実習 | 脳卒中 作業療法治療学 脊髄損傷 作業療法治療学 手の外科 作業療法治療学 認知症 作業療法治療学 | | | |
| | 1科目1単位 | | 11科目11単位 | | 8科目8単位 | 4科目4単位 | | 24科目24単位 |
| | 地域作業療法学 | | 地域作業療法学 I | | 地域作業療法学 II 地域作業療法学 III 地域作業療法学 IV | | | |
| | | | 1科目1単位 | | 3科目3単位 | | | 4科目4単位 |
| | 作業療法の探求 | | | | 研究方法論 | | 作業療法学研究 | |
| 作業療法の臨床 | | | | | 1科目2単位 | | 1科目2単位 | 2科目4単位 |
| | | | | | 4科目10単位 | | 3科目15単位 | 7科目25単位 |
| | 修得科目数と単位数 | 29科目36単位 | 2科目4単位 | 32科目35単位 | 1科目2単位 | 20科目30単位 | 5科目6単位 | 5科目19単位 |
| 合計 | | 31科目40単位 | | 33科目37卖位 | | 25科目36単位 | | 94科目132単位 |

(6) 医療技術学科言語聴覚学専攻 «2020(令和2)年度以降入学生用»

| 言語聴覚学専攻 履修モデル «2020(令和2)年度以降入学生用» | | | | | | |
|---|--------------|---|--|---|-------------------------------|-----------|
| 1. 人間の尊厳を理解し、個々の問題に対して倫理観とホスピタリティー精神に基づいて主体的に行動する能力を身に付ける 2. 言語聴覚療法に必要な知識・技術を修得し、地域の保健・医療・福祉に貢献できる基礎的実践力 と問題分析力・解決力、住民や多職種と連携できる協働力を身に付けた人材育成 | | | | | | |
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | | |
| 教養科目 | 必修 | 選択 | 必修 | 選択 | 必修 | 必修 |
| | 生命と人間の理解 | バイオエシックス 心理学 行動の生物学 3科目5単位 | | | | 3科目5単位 |
| | 人間と生活の理解 | キャラア・デザインとライフ・デザイン 1科目1単位 | 社会福祉概論 1科目2単位 | | | 2科目3単位 |
| | 健康と環境の理解 | 健康とスポーツ 1科目2単位 | | | | 1科目2単位 |
| | 科学的思考の基礎 | 論理の基礎 情報処理 基礎ゼミナー 3科目4単位 | | 統計学 1科目2単位 | | 4科目6単位 |
| | 言語とコミュニケーション | 日本語リテラシー コミュニケーション論 英語基礎 コミュニケーション英語基礎 4科目6単位 | コミュニケーション英語応用 韓国語 1科目1単位 | | | 6科目8単位 |
| | 基礎医学 | 医学総論 人体構造学入門 人体構造学 人体機能学入門 4科目4単位 | 病理学 1科目2単位 | | | 5科目6単位 |
| | 臨床医学 | 一般臨床医学 1科目2単位 | 内科学 小児科学 精神医学 リハビリテーション論 リハビリテーション看護学 耳鼻咽喉科学 神経内科学 7科目7単位 | 作業療法学 理学療法学 形成外科学 3科目3単位 | | 11科目12単位 |
| | 臨床歯科医学 | | | 歯科・口腔外科学 1科目1単位 | | 1科目1単位 |
| | 音声・言語・聴覚医学 | 音声医学 1科目1単位 | 言語医学 聴覚医学 2科目2単位 | | | 3科目3単位 |
| 専門基礎科目 | 心理学 | 臨床心理学 生涯発達心理学 2科目4単位 | 学習・認知心理学 心理測定法 2科目3単位 | | | 4科目7単位 |
| | 言語学 | 一般言語学 1科目1単位 | 日本語学 1科目1単位 | | | 2科目2単位 |
| | 音声学 | 調音音声学 1科目2単位 | | | | 1科目2単位 |
| | 音響学 | 音響音声学 1科目1単位 | 聴覚心理学 1科目1単位 | | | 2科目2単位 |
| | 言語発達学 | 言語発達学 1科目1単位 | | | | 1科目1単位 |
| | 社会福祉・教育 | リハビリテーション概論 1科目2単位 | 東北社会学 1科目1単位 | 保健医療福祉システム論 保健医療関係法規と行政 多職種連携 3科目5単位 | | 5科目8単位 |
| | 言語聴覚障がい専論 | 言語聴覚障がい概論 地図リハビリテーション概論 2科目2単位 | 言語聴覚障がい診断学 就労・就学支援方法論 2科目2単位 | 言語聴覚障がい論 言語聴覚障がい者のQOLと社会受容論 2科目2単位 | 1科目1単位 | 7科目7単位 |
| | 失語・高次脳機能障がい学 | | 失語症概論 失語・高次脳機能障がい評価法 失語・高次脳機能障がい地域参加論 3科目3単位 | 失語症学 高次脳機能障がい学 2科目4単位 | | 5科目7単位 |
| | 言語発達障がい学 | | 言語発達障がい学 言語発達障がい地域参加論 2科目2単位 | 言語発達障がい評価法 言語発達障がい治療学 2科目4単位 | | 4科目6単位 |
| | 発声発語・喉下障がい学 | | 喉下障がい学 发声発語障がい概論 吃音 3科目3単位 | 音声障がい学 小児発声発語障がい学 成人发声発語障がい学 吃音 喉下障がい地域参加論 喉下障がい 5科目6単位 | | 8科目9単位 |
| 専門科目 | 聴覚障がい学 | | 聴覚検査法 聴覚障がい学 3科目3単位 | 小児聴覚障がい学 成人聴覚障がい学 聴覚障がい地域参加論 補聴器・人工内耳 4科目5単位 | | 6科目7単位 |
| | 実習 | | | 4科目5単位 | 臨床実習 1科目12単位 | 1科目12単位 |
| | 言語聴覚学の発展 | | 地域参加演習 自立支援連携演習 2科目4単位 | 研究方法論 言語聴覚障がい演習 聴覚障がい演習 3科目5単位 | 言語聴覚障がい総合演習 卒業研究 2科目5単位 | 7科目14単位 |
| | 修得科目数と単位数 | 27科目38単位 | 1科目1単位 | 29科目34単位 | 2科目2単位 26科目37単位 | 4科目18単位 |
| | 合計 | 28科目39単位 | | 31科目36単位 | 26科目37単位 | 89科目130単位 |

11. 授業に関する事項

(1) 受講マナー

- ① 授業中の私語は慎み、学生一人ひとりが静謐な環境作りを心がけましょう。
- ② 授業の途中で退室をしてはいけません。やむを得ない場合は授業担当教員へ申し出て許可を得てください。
- ③ 授業中の飲食は厳禁です。
- ④ 携帯電話、スマートフォン等の使用は禁止です。
- ⑤ 外套（コート、オーバー類）、帽子、サングラスを着用したまま授業を受けることを禁止します。（体調を崩しているなど、理由がある場合は担当教員へ申し出てください。）

(2) 教室内のマナー

- ① 机に落書きをしないでください。
- ② ゴミは所定の場所に分別して捨ててください。
- ③ 机・椅子を他教室等から移動した場合は、元の場所に必ず戻してください。
- ④ 授業終了後の節電（室内灯、冷暖房スイッチの OFF）に協力してください。

(3) 授業への出席

単位制の基本となる授業時間に定めがあるように、出席状況は成績評価の前提条件ですので、履修科目の授業には、毎回出席しなければなりません。

(4) 授業時間割の変更について

- ① 授業時間割（授業の曜日・時限・教室・担当教員）に変更がある場合は、掲示によって周知します。非常勤講師、学内行事、その他の事情により、定められた授業時間割を変更して実施する場合があります。
- ② 休講の場合は、掲示によって周知します。休講の掲示がなく、30分経過しても授業が行われなかった場合は、教務課で確認してください。なお、授業中に担当教員から以後の休講予定等を連絡し、掲示を省略する場合もありますので注意してください。
- ③ 授業時間数が不足する場合や休講等に対する措置として、補講を行います。掲示によつて周知し、通常授業の空き時間、土曜日、休業期間に随時行います。

※ 授業時間割は、所定の「学内掲示板」に掲載されます。

掲載後の時間割変更については、個別に学内掲示板でお知らせします。

(5) 教員に用事がある場合

大学には高校までと違い、いわゆる「職員室」と呼ばれる部屋はありません。教員には、本学に勤務する専任教員と、他の大学などから講義がある日のみに勤務する非常勤教員がいます。専任教員は、それぞれの「研究室」「共同研究室」にいます。非常勤教員は、講義がある日、「講師控室」にいます。講義等についての質問など、教員に用事がある場合は、研究室や講師控室を訪ねてください。

V 学生生活 5.修学に関する支援体制 参照

12. 遅刻・早退・欠席・公欠

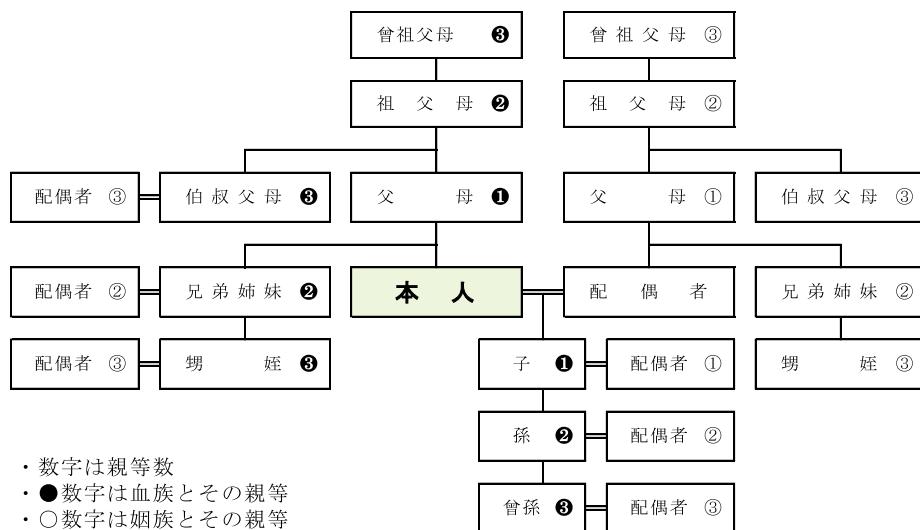
遅刻、欠席等は次のように扱います。

- (1) 交通事情その他やむを得ない事情で遅刻及び欠席する場合は、教務課まで連絡してください。
- (2) 天候不良などで交通機関が遅れた場合は、遅延証明書をもらい、公欠届を教務課へ提出してください。
- (3) 授業開始後 30 分以上の遅刻及び終了前 30 分以上の早退は、欠席扱いとなります。
- (4) 遅刻した場合、教室に入室する際は担当教員にその理由を述べ、許可を得てください。
- (5) 早退する場合、講義中の際は担当教員まで、その他の場合は教務課まで申し出てください
- (6) 遅刻及び早退は、3 回で欠席 1 回と見なします。
- (7) 次の事由に該当する場合、届け出ることで「公欠」として取り扱います。教務課に所定の届出を提出してください。講義担当教員への口頭によるものは公欠の扱いになりません。
 - 感染症に罹患した場合（出席停止） **V 学生活 6.心身の健康に関する支援体制 参照**
 - 忌引の場合
 - 災害、交通機関の途絶及びその他不可抗力による場合
 - その他学長が特別な事情があると認めた場合
- (8) 公欠は出席の扱いになるわけではありませんが、その欠席により試験の受験資格を失うことがないよう配慮します（欠席日数に含めません）。原則として、公欠による当該科目の補講は行いません。ただし、実習科目については補講を行うことがあります。
- (9) 1 週間以上継続して欠席する場合は、担任に相談した上で、事前に教務課・学生課へ連絡をし、欠席届を提出してください。

【 学生の通学が困難となる事由が発生した場合の取扱いについて 】

| | |
|------------------------|---|
| 【 感染症 】 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 医師の診断に基づき出席停止とし、届け出ることで公欠とする。 ■ 出席停止期間：医師の診断による期間または(2)感染症に罹患した場合 别表に記載されている期間 ■ 提出書類：調剤の明細書等（診断書の必要はない） ■ 提出期間：事後 1 週間以内 |
| 【 忌引 】 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 届け出ることで公欠とする。 ■ 公欠期間 <ul style="list-style-type: none"> ア 配偶者：連続 7 日以内（休日含む） イ 1 親等：連続 7 日以内（休日含む） ウ 2 親等：連続 3 日以内（休日含む） エ 3 親等：1 日 ■ 提出書類：葬儀の日時が確認できるもの、会葬礼状等 ■ 提出期間：事後 1 週間以内 |
| 【 災害・交通機関の運休等 】 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 届け出ることで公欠とする。 ■ 提出書類：交通機関発行の遅延証明書等 ■ 提出期間：可能な限り速やかに |
| 【 その他 】 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公欠期間：必要として認める期間 ■ 提出書類：本学が指定する書類 ■ 提出期間：その都度 |

【忌引の範囲】



13. 学籍と修業年限

『学籍』とは、本学の学生として在籍していることを示すものです。学籍は入学によって発生し、卒業、退学、除籍によって失われます。

『在学』とは、学生が本学の学籍を有し、現に学修している状態をいいます。『在学期間』とは、その学修している期間をいいます。

『修業年限』とは、本学の教育課程を修了するために必要な在学期間をいい、これに対して『在学年限』とは、本学に在学できる最長の在学期間のことをいいます。ただし休学期間は在学期間に含めません。

在学年限に算入されない「休学」や学籍がなくなる「退学」などの『学籍異動』を希望する場合、願い出て、許可を受けることが必要です。

VI 学則・諸規程 1.弘前医療福祉大学学則 参照

(1) 修業年限と在学年限

- ① 修業年限は、4年です。
- ② 在学年限は、8年です。なお、休学期間は在学期間に含めません。

(2) 休学

病気などやむを得ない理由で3か月以上修学できない場合は、所定の「休学願」の願い出により、学長の許可を得て、休学することができます。

- ① 休学を希望する場合は、事前にグループアドバイザーやクラス担任等と相談してください。休学する場合は、保護者（父母またはこれに準ずる者）の承諾が必要です。
- ② 休学期間は、継続して1年以内とします。ただし、特別な事情があると認め学長が許可した場合は、1年を限度として、1度だけ休学の期間を延長することができます。
- ③ 休学期間は、通算して4年を超えることはできません。
- ④ 休学期間は、在学年限に含まれません。
- ⑤ 休学理由が病気又は怪我の場合は、診断書等が必要です。

- ⑥ 休学期間中の授業料等は免除します。
 - ※ 月途中で休学する場合は、その月の授業料等納付金を納入しなければなりません。
 - ※ 休学した日が月の初日の場合は、当該月から授業料を免除します。
- ⑦ 休学期間中は、日本学生支援機構の奨学金貸与が休止となります。奨学金の貸与を受けている場合、その旨を学生課に申し出て、所定の手続きをしてください。
- ⑧ 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている場合は、休学しようとする前月の20日までに「休学願」を教務課に提出してください。 20日を過ぎて提出した場合は、翌々月の手続きとなります。

(3) 変更

休学の理由がなくなり復学を希望する場合は、所定の「復学願」の願い出により、学長の許可を得て、復学することができます。事前にグループアドバイザーやクラス担任等と相談してください。特に、学外実習の科目がある年次に復学する場合は、必ず事前にグループアドバイザーやクラス担任等と相談してください。

- ① 休学理由が病気又は怪我の場合は、復学が可能であることを記載した診断書が必要になる場合もあります。復学する場合は、保護者（父母またはこれに準ずる者）の承諾が必要です。
- ② 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていた場合、復活手続きが必要です。学生課に申し出て、所定の手続きをしてください。

(4) 退学

事情により退学を希望する場合は、所定の「退学願」の願い出により、学長の許可を得て、退学することができます。

- ① 事前にグループアドバイザーやクラス担任等と相談してください。退学する場合は、保護者（父母またはこれに準ずる者）の承諾が必要です。
- ② 休学期間を除き、退学を願い出る時期までの授業料等が未納のままでは、退学は認められません。
- ③ 前期又は後期の途中で退学する場合は、当該期分の授業料を納入しなければなりません。
- ④ 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている場合、資格を失います。学生課に申し出て、所定の手続きをしてください。
- ⑤ 退学する際は、学生証、ロッカーの鍵、借用中の図書を返却してください。（ロッカーの中の荷物はすべて片付けてください。）

(5) 懲戒

本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした場合には、教授会の議を経て、学長がその事案の重さにより、訓告、停学（有期・無期）及び退学の懲戒処分を行います。

懲戒の対象となる行為は、次に掲げる行為をいいます。

- | | |
|---|---------------|
| ① 犯罪行為 | ② 交通事故に関する行為 |
| ③ 20歳未満の喫煙及び飲酒に関する行為 | ④ 試験等における不正行為 |
| ⑤ 学内秩序を乱す行為 | ⑥ ハラスメント行為 |
| ⑦ 本学の学則ならびに社会通念に照らして学長が懲戒処分をすることが妥当と判断される行為 | |

[VI 学則・諸規程 16.弘前医療福祉大学学生の懲戒等に関する規程 参照]

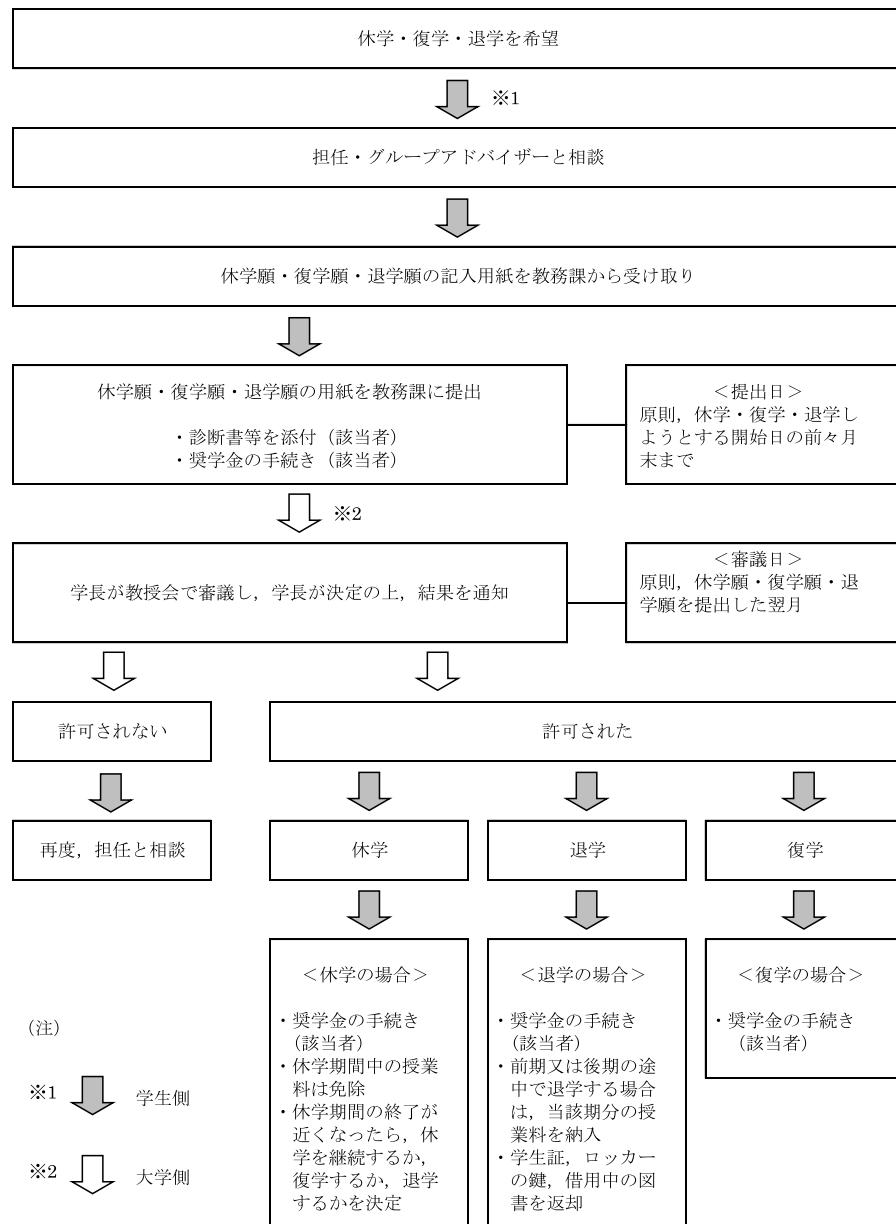
(6) 除籍

除籍とは、本人の願い出にかかわらず、次の理由により、大学がやむを得ず学籍から除くこと（在籍している状態から在籍していない状態になること）をいい、本学の学則およびその施行のために定められた規則に基づく権利の一切を失うことです。この場合は、すみやかに学生証を本学に返却しなければなりません。また、前期又は後期の途中で除籍された場合は、当該期分の授業料等を全額納入しなければなりません。

- ① 在学年限を超えた場合
- ② 定められた休学期間（延長して1年又は通算して4年）を超えてなお復学できない場合
- ③ 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付できない場合
- ④ 死亡又は行方不明の場合

休学・復学・退学に関わる手続きの流れについては、次のとおりです。

【 休学・復学・退学に関わる手続きの流れ 】



14. レポート提出

大学の授業では多くのレポートの課題が課されます。客観的な事実について論理的な考察を踏まえて書いたものです。「文章を書く」という作業が、大学での勉強・研究において、そして大学卒業後の仕事・生活においても、いかに重要な意味を持っているかということを理解してください。

レポート提出にあたり、以下のことに留意してください。

- (1) 提出期限は厳守してください。提出期限の過ぎたものは、理由の如何を問わず受け付けることはできません。
- (2) 授業担当教員から書式を指定された場合は、その指示に従ってください。
- (3) 個々の授業で特に指定されない限り、以下のルールを守ってください。
 - ① 用紙のサイズは「A4判」、横書きを原則とする（ルーズリーフは使用しない）
 - ② 必ず表紙をつけ、表紙には「科目名（担当教員名）」「レポートの題名」「所属（学科・専攻名）」「学籍番号」「氏名」「提出日」を正しく記す
 - ③ 手書きで提出する場合、鉛筆で書くことは避け、ボールペンで書く
 - ④ 各ページの上か下の中央または隅に、ページ数をいれる
 - ⑤ 表・図・グラフの類は、本文の対応する場所に挿入するか、レポートの最後、参考文献の後に順番にまとめてつける
 - ⑥ 提出の際は、クリップで綴じることは避け、必ず『ステープラー』で綴じる
 - ⑦ 書式や内容をよく確認し提出する

※ レポートを書く際に文献や資料を収集し、その一部または全部をそのまま利用すると「盗用」ないし「剽窃（ひょうせつ）」行為とみなされます。引用する場合は、出典（著者名、書名・雑誌名、（雑誌の場合は巻・号数）、該当ページ、出版年など）を明示する必要があります。ウェブサイトから引用する場合は、アドレス（URL）とアクセスした日付を明示することが一般的です。また、引用する部分は「　」でくくったり、行間を空けるなどして、本文と明確に区別できるようにします。文章をそのまま利用しなくとも、内容をまとめ直して利用した場合も必ず出典を明らかにしなければなりません。

15. 授業評価アンケート

本学ではFD（ファカルティ・ディベロップメント：教員が授業内容や方法を改善するため、大学の教育理念・教育目標や教育内容・方法について研究・研修を全学的に実施すること）の一環として、授業をよりよくするために、学生による「授業評価アンケート」を行っています。授業評価アンケートは、授業最終週（授業によっては最終週以外）に原則として全授業科目を対象として実施します。

授業評価アンケートは、授業内容がきちんと受講生に伝わっているか、理解されているか、あるいは「わかりやすいか」を把握（測定）するために、受講生の声を集め、授業内容・方法の改善、教育力の向上、そして充実した質の高いカリキュラムの提供を行っていくための基礎資料を得ることを目的とします。

アンケートの回答や記述内容は、集計結果が出るまで教員の目に触れることはありません。本学の教育環境をより良くするために、学生のみなさんには誠実な回答をお願いします。回答結果は大学や個々の教員が今後より良い授業を行うための資料とします。

より良い授業は授業担当者と受講生が協力して創り上げるものであるため、授業評価の実施にご協力ををお願いします。

16. 試験

履修した授業科目について、理解度や到達度を判定・評価するために、試験を行います。試験には、筆記、レポート、実技等があり、授業科目によって異なります。

(1) 定期試験

- ① 定期試験は、原則、毎学年の前期末及び後期末に期間を定めて行います。
- ② 受験する授業科目の履修登録をしていなければなりません。
- ③ 履修登録した科目のうち、履修時間が講義・演習では3分の2以上、実習では5分の4以上の出席がなければ受験できません。
- ④ 試験時までに授業料を納付していないと受験できません。

[VI 学則・諸規程 14.入学金及び授業料等に関する取扱要項 参照]

※ 授業科目によっては、試験期間を待たずに、授業中に小テストを行う科目、授業終了後に試験を行う科目、レポート、作品等の提出をもって試験に代える科目もあります。レポート等の提出期限は厳守し、指定場所に提出してください。提出期限の過ぎたものは、理由の如何に問わず受け付けることはできません。

(2) 試験の合否

試験の合否は、各科目担当教員から成績(評価)の提出があり次第、随時掲示により通知します。

(3) 再試験

再試験は、試験の結果不合格となった科目について、本人の願い出に基づき、担当教員が必要と認めた場合に行なうことがあります。再試験料は、1,000円です。ただし、実習科目は原則再試験を行いません。

(4) 追試験

追試験は、本人の病気、怪我、3親等以内（1親等：父母・子、2親等：祖父母・兄弟姉妹、3親等：曾祖父母・伯叔父母・甥・姪）の葬儀、災害等のやむを得ない事情により受験できなかつた者が、証明する書類等（診断書、事故証明書、被災証明書など）を添え、願い出た場合に認めます。

(5) 受験留意事項

- ① 試験開始10分前までに入室していること。30分以上の遅刻は受験を認めません。
- ② 学生証を必ず持参し、試験中は机上の見やすい所（通路側）に置くこと。
- ③ 試験中は、私語を慎み、不正行為や疑わしい行為をしないこと。カンニング等の不正行為が発覚した場合は、その学期の全ての答案が無効となり、懲戒処分を受けます。
- ④ 試験開始後30分間は退室を認めません。また、再入室も認めません。
- ⑤ 答案用紙には必ず学籍番号及び氏名（その他、科目担当教員が指定する事項）を楷書で記載すること。未記載は無効答案となります。

(6) 不正行為

試験に際し、カンニング等の不正行為を行った者については、直ちに答案を没収し、そのあと継続して受験できません。その学期の全ての答案を無効とし、懲戒処分を行います。

[VI 学則・諸規程 17.学生の懲戒等に関する規程 参照]

17. 成績評価

成績は、学習状況、試験、レポート等の結果を総合的に判断し、評価します。

学生自身が、学内での自分の成績の相対的な位置づけを認識し、意欲的に学修を進めていくことができるよう『GPA制度』を導入しています。

■ GPA制度

(1) GPAとは

GPAは、Grade Point Averageの略称で、学生の到達度評価方法の一種です。学生が履修した授業科目ごとの成績にGP(グレード・ポイント:各科目的成績を、その得点に応じて5段階〈4.0, 3.0, 2.0, 1.0, 0.0〉にわけて数値化したもの)を設定し、その平均を計算したものです。

(2) GPA制度の目的

GPA制度は、学生の成績評価をより明確にすることで、授業に対する学生の意識を高め、学生の学修状況の把握及び学修支援に役立てること、奨学金や授業料減免制度の選定基準として活用することなどを目的としています。

(3) 成績評価及び各評価に与えられるGP

| 区分 | 成績評価 | | 点数 | GP | 評価基準 |
|-----|------|----|---------------------|-----|----------------|
| 合格 | S | 秀 | 90点以上 | 4.0 | 特に優れた成績 |
| | A | 優 | 80～89点 | 3.0 | 優れた成績 |
| | B | 良 | 70～79点 | 2.0 | 妥当と認められる成績 |
| | C | 可 | 60～69点 | 1.0 | 合格と認められる最低限の成績 |
| 不合格 | D | 不可 | 60点未満 | 0.0 | 合格と認められない成績 |
| － | N | | 単位認定科目 (GPAの対象としない) | | |

- ① 試験欠席者について、評価はD(不可)として、履修総単位数に含むものとします。
- ② 欠席数過多等の理由により受験資格がない場合、評価はD(不可)とし、履修総単位数に含むものとします。
- ③ 再試験による成績評価の最高点は60点(可)とします。

(4) GPAの計算方式

GPAは、履修登録した授業科目の単位数に当該科目の5段階評価(4.0～0.0までの点数:GP)を掛け、その総和を履修総単位数の合計で割った平均点とします。なお、計算値は小数点第2位までとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとします。

不合格(GP=0.0)の判定を得た場合もGPAの対象に含むものとします。

(5) GPAの計算式

$$GPA = \frac{(S \text{ の単位数} \times 4.0) + (A \text{ の単位数} \times 3.0) + (B \text{ の単位数} \times 2.0) + (C \text{ の単位数} \times 1.0) + (D \text{ の単位数} \times 0.0)}{\text{履修総単位数}}$$

<例>

| 科目名 | 単位数 | 評価 | GP |
|--------------------|---|----|-----|
| ○○○○○学 | 2 単位 | 秀 | 4.0 |
| △△△△△基礎 | 1 単位 | 不可 | 0.0 |
| □□□□□論 | 2 単位 | 優 | 3.0 |
| 合計 5 単位 | | | |
| GPA = | $\frac{(2 \times 4.0) + (1 \times 0.0) + (2 \times 3.0)}{5 \text{ 単位}^*} = 2.8$ | | |
| (※不合格科目の単位数も含みます。) | | | |

(6) GPA の算出時期

GPA の算出は、学期ごとに確定した成績に基づいて行います。原則として前期にあっては 9 月末、後期にあっては 3 月末とします。また、当該年度（通算）と 1 年次からの累計についても算出します。

(7) 不合格科目の再履修の取扱い

不合格となった授業科目を再履修した場合、当該科目について過去に得た不合格の評価は GPA の計算対象となり、分母(履修総単位数)には延べ単位数が加算されます。

(8) GPA の対象とならない科目

- ① 本学以外で修得した科目を単位として認めたもの（学則第 31 条）
- ② 大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えられた授業科目（学則第 32 条）
- ③ 弘前城東学園が運営する各学校を卒業又は退学し本学に入学した場合に修得した科目を単位として認めたもの（学則第 23 条の規定を含まない）
- ④ 履修科目修正期間に履修登録取消の手続きをした科目
- ⑤ 評価が未確定の科目

(9) 履修科目取り消し

履修登録した授業科目は、履修科目修正期間内に、取り消すことができます。期間後の取消しは、原則として認めません。期間内に履修登録取り消しの手続きをせず、自ら履修を放棄した場合、D 評価 (GP=0.0) となり、GPA 算出の対象となります。

(10) 成績証明書への記載

成績証明書には、不可の評価、学期 GPA、累積 GPA を記載しないものとします。

18. 成績通知

成績結果は、学期ごとに、保護者（父母またはこれに準ずる者）宛てに「成績通知書」をもって通知します。

成績通知書は、その学期までの成績評価（秀、優、良、可、不可）、修得した単位の他、GPA の値などが記載されています。「再履修科目」の成績評価は、修得できなかった年度の評価（不可）と修得できた年度の評価の両方が表記されます。

19. 卒業の認定

卒業認定、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成していることが確認された学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定します。卒業が認定された者には、学士（看護学、作業療法学又は言語聴覚学）の学位が授与されます。

VI 学則・諸規程 2.弘前医療福祉大学学位規則 参照

20. 本学で取得できる資格

本学で取得できる資格は、次のとおりです。

| 学科等 | 資格 | 備考 |
|-------------------|---------------|--|
| 看護学科 | 看護師国家試験受験資格 | ・保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号) |
| | 保健師国家試験受験資格 | ・保健師国家試験に合格後、各都道府県に申請することで資格が付与されます。 |
| | 養護教諭二種資格 ※1 | ・保健師国家試験に合格後、労働局に申請することで資格が付与されます。 |
| | 第一種衛生管理者資格 | ・理学療法士及び作業療法士法 (昭和四十年法律第百三十七号) |
| 医療技術学科 作業療法学専攻 | 作業療法士国家試験受験資格 | ・言語聴覚士法 (平成九年法律第百三十二号) |
| 医療技術学科 言語聴覚学専攻 | 言語聴覚士国家試験受験資格 | 上記資格の他、本学の指定された授業科目を修得することによって、「社会福祉主事」の任用資格を取得することができます。該当する授業科目、学科・専攻等については「7(12)養護教諭二種免許状の申請に関する履修科目について」を参照してください。 |

※1 養護教諭二種資格の免許申請に関する履修科目については、「7(12)養護教諭二種免許状の申請に関する履修科目について」を参照してください。

- ㊟ ・2009（平成21）年4月1日以降に初めて申請される免許状には10年間の有効期間が付されます。
- ・有効期間を更新して免許状の有効性を維持する場合、又は保健師の免許を取得してから10年を経過した方は、30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要です。

☞ 文部科学省ホームページ <https://www.mext.go.jp/>

